

浜 情 委 第 1 6 号
平成 2 9 年 4 月 2 8 日

浜松市長 鈴木康友 様
(中区区振興課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 酒 井 英 人

浜松市個人情報保護条例第 4 3 条の規定に基づく諮問について (答申)

平成 2 8 年 1 0 月 1 1 日付け浜中振第 1 9 2 号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「平成〇〇年〇〇月〇〇日以降から現在に至る、私の生活保護実施に関する一切の記録」
の保有個人情報部分訂正決定に対する審査請求についての諮問

(諮問第 8 6 号)

1 委員会の結論

浜松市長が一部を訂正しないとした処分は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- (1) 平成28年2月9日、「平成〇〇年〇〇月〇〇日以降から現在に至る、私の生活保護実施に関する一切の記録」の開示請求をした。
- (2) 平成28年2月22日、実施機関は、浜松市個人情報保護条例第24条第1項の規定により、全部開示することを決定し、審査請求人に通知した。
- (3) 平成28年3月29日、審査請求人は、浜松市個人情報保護条例第31条の規定により、「平成〇〇年〇〇月〇〇日の入電記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の入電記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の入電記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の訪問記録」について保有個人情報の訂正を請求した。
- (4) 平成28年4月26日、実施機関は、訂正請求記録の内容確認に時間を要するため、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書を審査請求人に通知した。
- (5) 平成28年5月13日、実施機関は、浜松市個人情報保護条例第34条第2項の規定により「平成〇〇年〇〇月〇〇日付の訪問記録」を訂正することを決定し、同条第2項の規定により「平成〇〇年〇〇月〇〇日の入電記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の入電記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の入電記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録、平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録」について、訂正する根拠資料がないため、訂正しない旨、審査請求人に通知した。
- (6) 平成28年8月10日、審査請求人は、(5)の処分を不服として、審査庁に対して審査請求を行った。
- (7) 平成28年10月11日、審査庁は、浜松市個人情報保護条例第43条の規定に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人は、次のように主張している。

(1) 審査請求の趣旨

処分庁である浜松市長がなした平成〇〇年〇〇月〇〇日付け浜中活第〇〇号保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書において浜松市個人情報保護条例第34条第2項

の規定による訂正しない旨の決定の内容で、「追記事項、追記日を確認できる根拠資料が無い」訂正しない部分について不服なので、審査請求をし、この処分を取消すとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

〇〇月〇〇日に、審査請求人は本件審査請求対象外別件でのケース記録作成に関して問い合わせるため、浜松市中区役所 2階生活福祉課窓口を訪問した。同所の第一相談室においてケース記録票記載の起案担当者である担当員A氏、およびA氏の上長である同課生活保護支援第3グループ長B氏の臨席で問合せたところ、本件を含め一般にケース記録票の起案は同課内のコンピューターでの入力によるしかできないためメモを作成した後コンピューター入力がされるという回答を得た。

ケース記録票を直接に起案するのは生活福祉課に所属する職員ではあるが、いくら起案権限が認められた者であっても、慣習および条理を合理的に考えてその裁量が無制限であるわけではない。たしかに明文の記載方法のルールやガイドライン等の基準は定められてはいないものの、同職員らの共通の認識において、被保護者世帯居宅への訪問や被保護者による担当部署への来訪面談、電話での相談その他助言指導は記録されるべきものとされている。

この慣習および条理に照らせば、面談、訪問、指導助言、相談その他の事実の存否が記録されるべきか否かの判断には、裁量はそもそも認められず、これらを記載すべき作為義務を認められる。

本件において、添付の音声記録にかかる面談等の事実はもちろんケース記録票に記載されるべき事実であり、これらを記載しなかったことは作為義務違反にほかならない。

明確な裁量逸脱を重ねた作為義務違反による虚偽記載作出は、ケース記録票という公文書への社会的信頼を著しく毀損する反社会的行為として強く非難されなくてはならない。

さらには、実施機関は、本件処分の対象となるケース記録票記載にかかる起案の基礎となるメモを喪失したなどとして、訂正手続に非協力的である。これは同課所属職員ら個人のみならず当該実施機関の組織的対応としても、住民であり個人としての審査請求人の人格を酷く傷つけるものとして看過できないものである。

よって、処分庁は浜松市個人情報保護条例第33条の規定する「当該訂正請求に理由があると認める」の解釈および適用を誤ったものであり、個人の尊重原理を掲げる日本国憲法を強調するまでもなく極めて違法性が高く、また本件処分は、はなはだしく不当であると言わざるをえない。

(3) 反論書での主張

本件弁明書において、「他の入電・来課記録については、追記するに至る追記日を確認する根拠が確認できない」との記載については、不合理な強弁に過ぎないものとして、これを否認する。

本件において録音に使用した機材は、その録音記録（音声データ）に打刻する機能を有しており、かつ、継続的に録音記録を保存しているものであり、機械的客観的になされた打刻記録を有する本件における録音記録は訂正の「根拠資料」にほかならない。この客観的と認められる記録を示されてもなお、「根拠が確認できない」と処分庁は再度繰り返すだけであり、不合理かつ失当であると言わざるをえない。

4 実施機関の主張

審査請求人は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの入電、来課記録について、追記日を確定する根拠資料がないとの決定について不服であるとの主張であるが、審査請求人より提出された資料において、来課日が確定できた平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録及び平成〇〇年〇〇月〇〇日の来課記録について、訂正追記することとするが、他の入電・来課記録については、審査請求人から提出された資料及び音声記録（CD-R）においても、来課日を確定するに至る記録が確認できないことから、審査請求人の主張の通りすべての来課記録を追記するものではない。

このため、浜松市長が保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書において、浜松市個人情報保護条例第34条第2項に基づき、訂正しない旨を決定した処分は一部を除き妥当であるとの答申を求める。

5 委員会の判断

浜松市個人情報保護条例第33条は、「実施機関は、訂正請求があった場合において、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならない。」と規定しており、実施機関は保有個人情報について、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正の義務を負っていると解される。

本件訂正請求に係る保有個人情報である「ケース記録票」については、当該記載が、生活保護法が必要な保護を行う上で前提としている「困窮の程度」の記録を誤っており、かつ、当該誤りが当該保有個人情報の本人の「保護決定の判断」に影響を及ぼす場合に限り、実施機関は条例に基づく訂正の義務を負うと考えられる。

本件訂正請求に係る「ケース記録票」の平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの入電、来課記録は、直接に「困窮の程度」を示す情報とまではいえず、審査請求人は、審査請求書において「ケース記録票という公文書への社会的信頼を著しく毀損する」、「住民であり個人としての審査請求人の人格を酷く傷つける」と主張しているが、「ケース記録票」の平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までの入電、来課記録によって、審査請求人の「保護決定の判断」に何らかの影響を及ぼしたとまでは言及していない。

また、実施機関からの聞き取りでも、「今回訂正しないことをもって、訂正請求者が不利益を被る恐れはない。」とのことである。

以上のことから、本件訂正請求に係る保有個人情報について、実施機関は条例に基づく訂正の義務を負わず、実施機関が一部を訂正しないとした処分は妥当である。

よって「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成28年10月11日	諮問を受けた。
11月15日	審査庁から弁明書を受理した。
12月8日	審査庁から反論書を受理した。
平成29年1月30日	諮問の審査を行った。
2月24日	答申案の検討を行った。
3月21日	答申案の検討を行った。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	酒井 英人	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	秋永 利明	常葉大学経営学部 准教授
委員	高橋 邦武	浜松市自治会連合会理事
委員	山中 千恵子	浜松市人権擁護委員連絡協議会

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順